

議案第 1 号

久留米小郡都市計画

都市計画公園の変更（小郡市決定）について

令和 7 年 5 月
小郡市

久留米小郡都市計画公園の変更（小郡市決定）（案）

都市計画公園 2・2・1029 井上公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位置	面積	備考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・1029	井上公園	小郡市井上字村岡1305－1	約0.20ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

理由書（小郡市決定分）

久留米小郡都市計画公園を変更する理由 （２・２・１０２９ 井上公園）

久留米小郡都市計画公園２・２・１０２９ 井上公園は、平成５年１２月３日付小郡市告示第４９号にて都市計画決定した面積約０．２２haの街区公園であり、公園に面した県道（吹上北野線）の拡幅に伴い、支障となる公園区域の一部を廃止する。

県道吹上北野線の当該事業区間は、小郡市内の県道で唯一の未改良区間であり、路肩が狭く、歩道がないため、歩行者や自転車が自動車交通と交錯し、非常に危険な状況であることから、安全性の向上が課題となっており、県道拡幅が急務となっている。

当該公園の周辺は文化財保護法が適用される周知の埋蔵文化財包蔵地として福岡県に認定されており、拡幅を見込む県道の向かい側に国史跡として指定を受ける見込みの井上廃寺寺院跡がある。国指定史跡小郡官衙遺跡群に関する寺院跡であるため、小郡市はこの井上廃寺を特に遺跡の保護が必要な重要遺跡として認定しており、重要遺跡は国史跡への指定を前提に、国指定史跡と同様に扱うことで保存を図っている。

そのため県道の拡幅による恒久的な遺跡への影響に鑑み、重要遺跡である井上廃寺の指定予定範囲を避けた線形での拡幅によって支障となる公園区域を一部廃止することが公益上必須である。

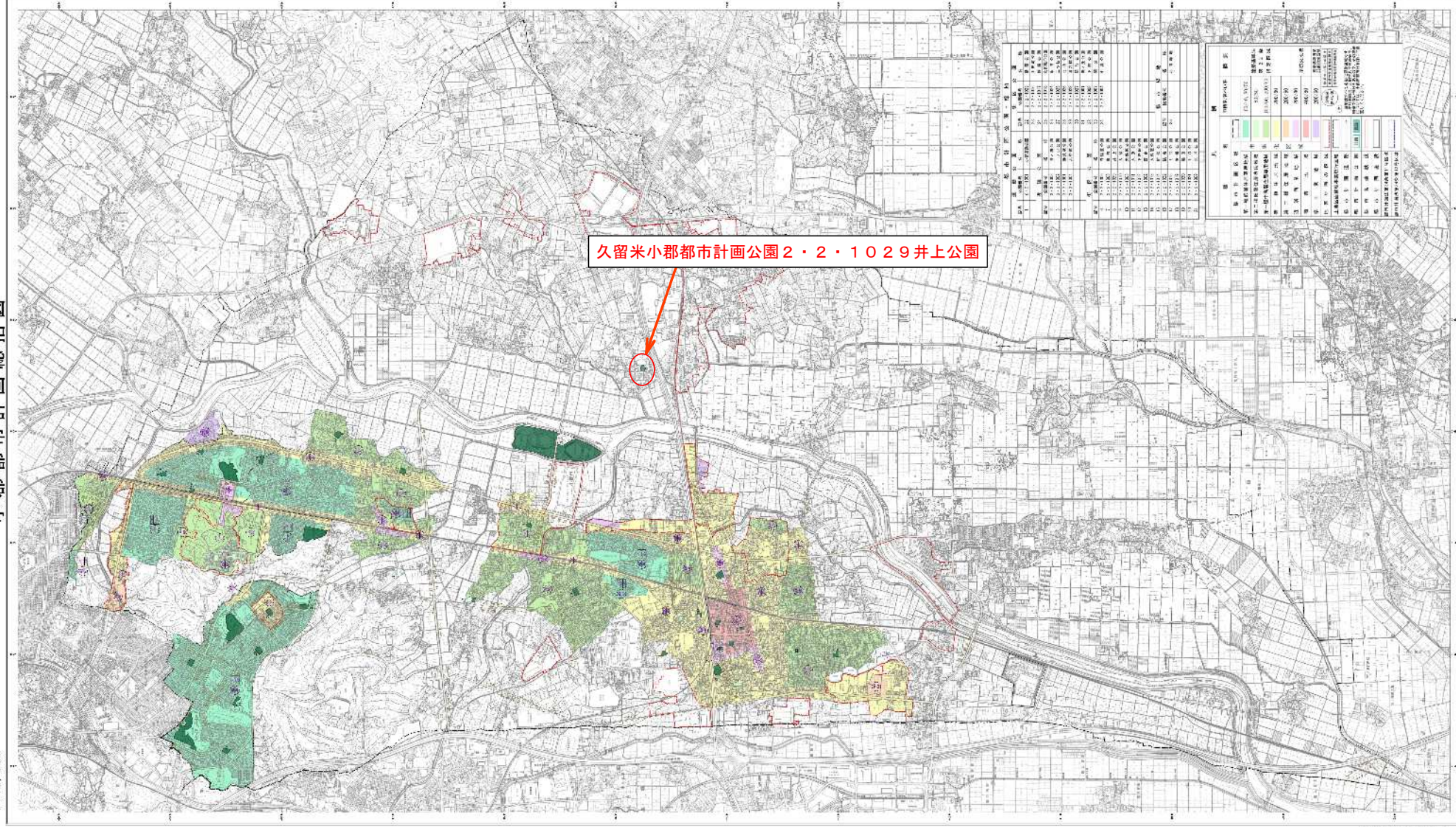
当該公園面積は一部減となるが、公園設置時に比べこの地区の人口が減少しており、井上公園周辺区域の用地買収を伴う代替公園の設置が、一人当たり公園面積１０㎡以上の確保を目指す法の趣旨に必ずしも沿わないことから、廃止区域に現存する設備の区域内への再設置により代替機能を確保したうえで、地元と協議を重ね、代替公園区域を設置しないこととした。

以上より、井上公園区域の一部に関し、県道整備において公園面積が一部減少することから、都市公園法第十六条第一号に基づき当該部分について都市計画公園の一部廃止を行う。

なお、都市計画区域内全体の公園については今後、街区公園の都市計画決定や開発公園の都市公園としての告示を行い、都市公園面積を確保していく方針である。

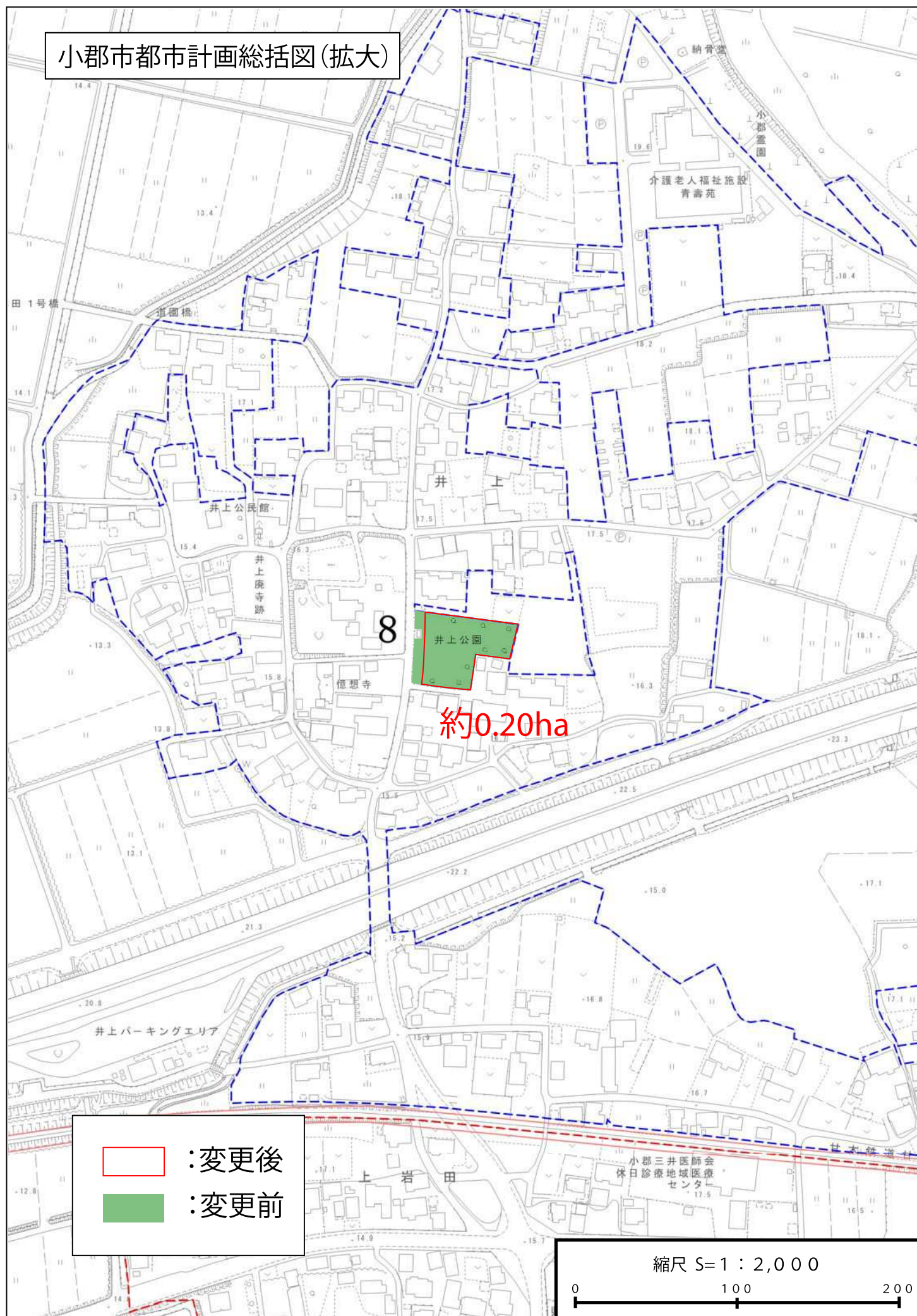
小郡都市計画総括図

1 : 15,000



1. 縮尺 1:15,000 2. 作成年度 平成28年度 3. 作成機関 小郡市都市計画課 4. 作成者 都市計画課 都市計画係 5. 作成日 平成28年12月15日 6. 最終更新日 平成28年12月15日 7. 備考	1. 縮尺 1:15,000 2. 作成年度 平成28年度 3. 作成機関 小郡市都市計画課 4. 作成者 都市計画課 都市計画係 5. 作成日 平成28年12月15日 6. 最終更新日 平成28年12月15日 7. 備考
--	--

小郡市都市計画総括図(拡大)



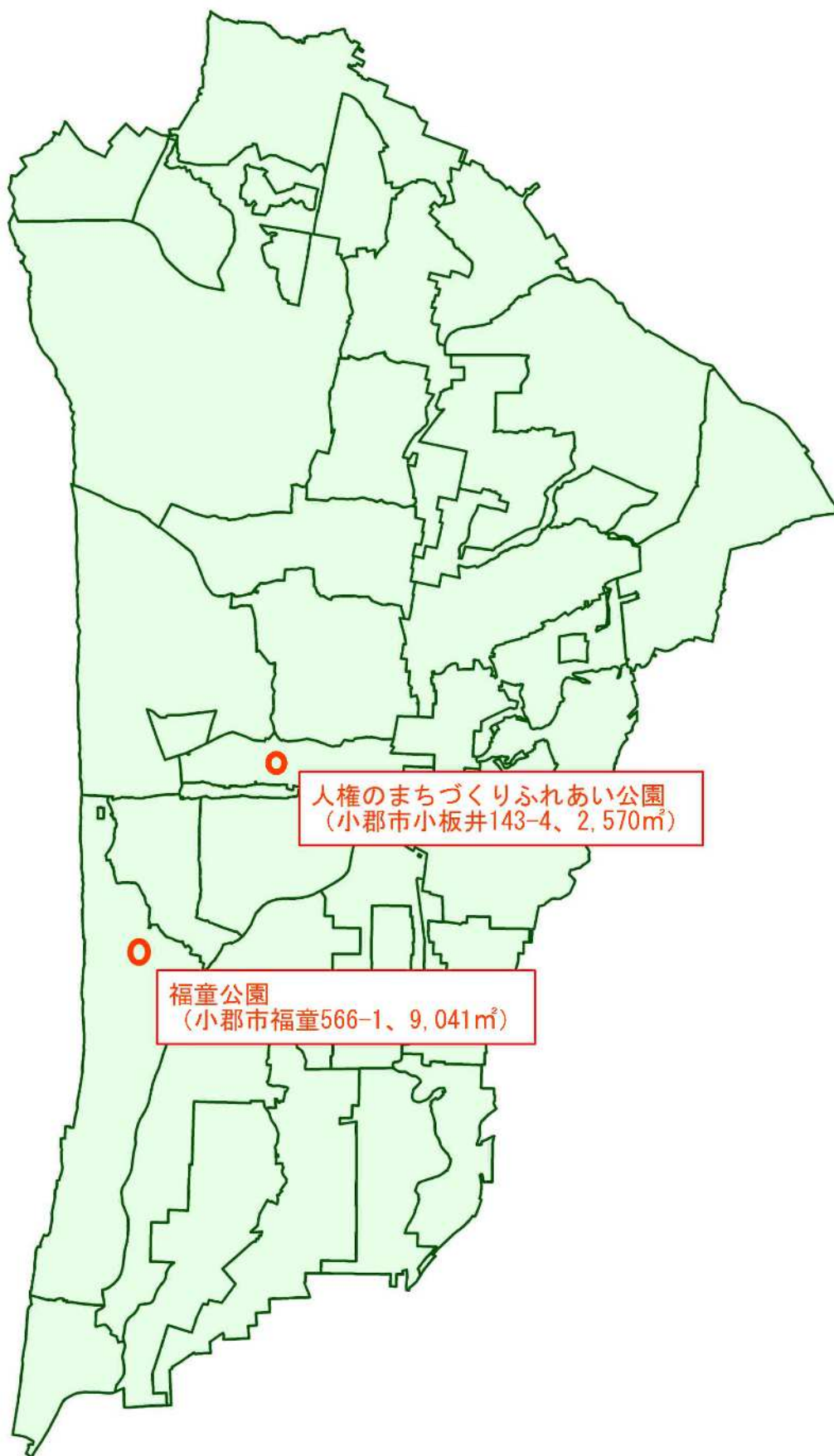
計画図 S=1:250
(2・2・1029井上公園)



凡例	
□	計画決定区域
面積	0.20ha
①-⑧	地番界
⑧-①	計画界

【新旧対照図（公園の変更）】





久留米小郡都市計画公園の変更
(2・2・1029井上公園)

事 項	時 期	備 考
都市施設の区域の確定	平成5年12月3日	
県との下協議	令和6年10月18日	
都市計画の素案の縦覧	令和7年1月21日～ 2月 3日	市 HP 掲載 縦覧者0名 公述申出0名 公告から3週間
公述申出	令和7年2月10日まで	
公聴会	令和7年2月17日(中止)	公述申出がなかった ため中止。
都市計画案の作成	令和7年2月17日	
知事への事前協議申出	令和7年2月17日	
福岡県から事前協議の回答	令和7年4月2日	
法定縦覧	令和7年4月10日～ 4月24日	
市都市計画審議会	令和7年5月16日	
知事への法定協議申出	令和7年5月下旬	(以降、予定)
知事の回答(意見)	令和7年6月上旬	
都市計画の決定告示	令和7年6月上旬	

法・・・都市計画法

規則・・・小郡市都市計画に関する公聴会規則

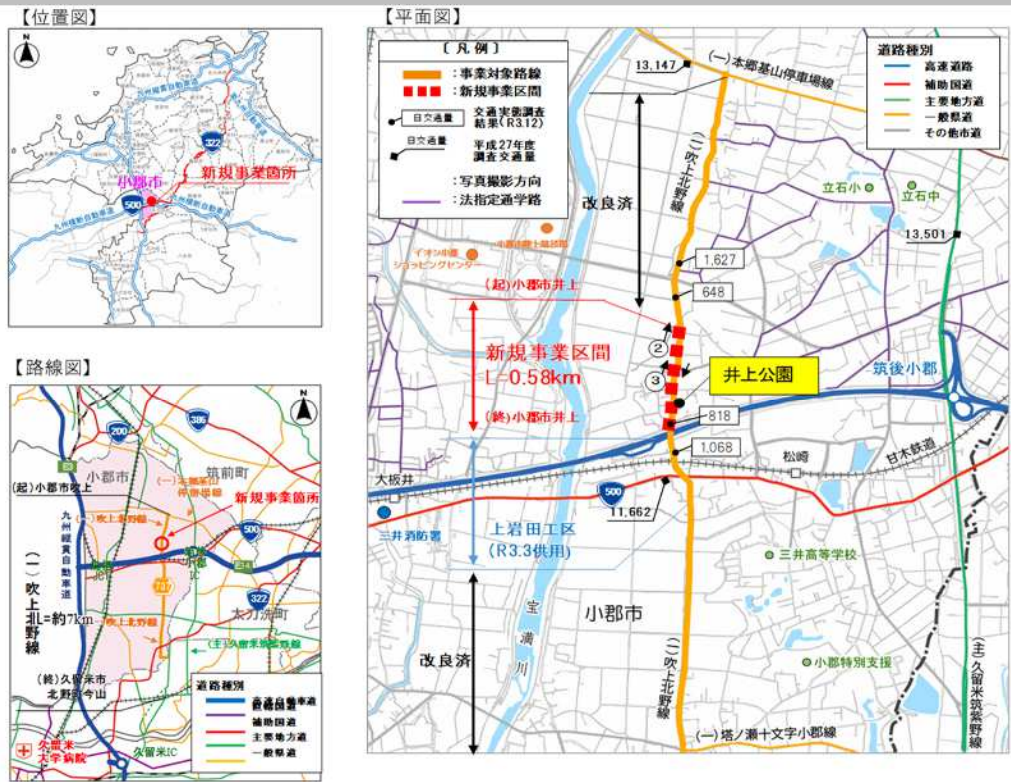
久留米小郡都市計画公園の変更 概要・方針

1 経緯と概要

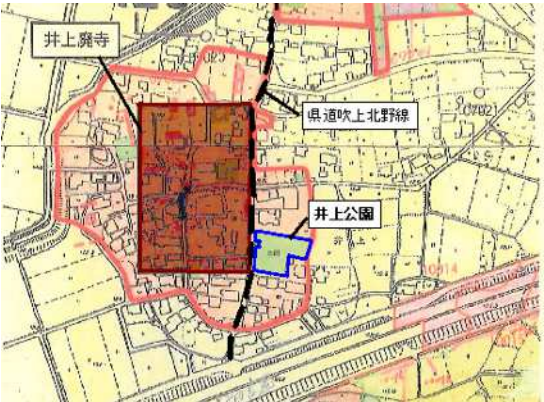
久留米小郡都市計画公園 2・2・1 0 2 9 井上公園は、平成 5 年 1 2 月 3 日付小郡市告示第 4 9 号にて都市計画決定した街区公園である。井上区のほぼ中央に位置し、面積約 0. 2 2 h a で、公園の西側を県道吹上・北野線が通っている。周囲を桜で囲み、ブランコ等の遊具施設を北側にまとめて配置し、自由広場の確保を図って、児童から高齢者まで憩いの場として世代間交流できる公園として整備している。

この度、井上公園の一部用地に関し、福岡県による県道吹上・北野線の拡幅事業の申し出があり、当該事業により公園面積が減少することから都市公園法第十六条第一号に基づき当該部分について都市計画公園の一部廃止を行う。

2 位置図等



■：井上廃寺指定予定範囲
□：周知の埋蔵文化財包蔵地



5 公園面積減少の公益性

県道吹上・北野線は、小郡市吹上の県道本郷基山停車場線から久留米市北野町の主要地方道久留米筑紫野線に至る延長約 7. 0 k m の県道である。主要地方道久留米筑紫野線と並行しているため、地域の南北の交通を担っており、沿線地域住民の生活道路として利用されている。また、本線は、筑後小郡インターチェンジや甘木鉄道松崎駅へのアクセスとして利用されているが、車両同士のすれ違いが困難であるため、交通拠点へのアクセス道路としての機能が十分に発揮されていない。以上より、従来より地元からも福岡県へ要望書が提出されている。

当該事業区間は、小郡市内の県道で唯一の未改良区間であり、路肩が狭く、歩道がないため、歩行者や自転車が自動車交通と交錯し、非常に危険な状況であることから、安全性の向上が課題となっており、県道拡幅事業は都市公園現存よりも公益性が高い。

6 決定等の内容

街区公園 1 箇所の変更

・街区公園 2・2・1 0 2 9 井上公園

【面積】約 0. 2 2 h a (変更前)

約 0. 0 2 h a (隣接する県道拡幅による変更減)

約 0. 2 0 h a (変更後)

7 小郡市都市計画決定スケジュール

事項	時期 (予定)
原案縦覧	令和 7 年 1 月 2 1 日～2 月 3 日
公聴会	中止
法定縦覧	令和 7 年 4 月 1 0 日～4 月 2 4 日
小郡市都市計画審議会	令和 7 年 5 月 1 6 日
都市計画の決定告示	令和 7 年 6 月上旬

8 今後のビジョン

小郡市都市公園条例 4 条において、「住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、1 0 平方メートル以上とする」としているが、現状達成できていない（一人当たりの面積 5. 0 4 平方メートル（令和 6 年 1 0 月 1 日現在））。しかし、都市計画マスタープランにおいても、公園・緑地の整備方針として、「住宅地の開発等にあわせて計画的に整備していくとともに、既存の公園については、市民の健康的な暮らしを支える施設として快適に使い続けられるように適切な維持・管理が必要」としているように、街区公園の都市計画決定や開発公園の都市公園としての告示を行い、都市公園の敷地面積確保をしていく方針である。（候補：福童公園、人権のまちづくりふれあい公園など）

3 新旧対照図



◆青線は都市公園区域を示し、赤線は県道を示す。赤の塗りつぶしは県道拡幅による用地対象箇所を示す。